



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年11月22日火曜日 第2321号

◇ 目 次 ◇

医師の指定.....	978
指定自立支援医療機関の指定.....	978
落札者等の告示.....	978
新たな土地改良事業の施行の認可.....	979
道路の区域変更(県道桜井山路線).....	979
道路の供用開始(一般国道494号).....	979

公 告

争議行為の通知の公表..... 979

労働委員会告示

労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定..... 979

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1340号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成23年11月22日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由	整形外科	愛媛労災病院	谷川泰彦	新居浜市南小松原町13番27号	平成23年11月1日
肢体不自由	内科	愛媛県立南宇和病院	鴨川賢二	南宇和郡愛南町城辺甲2433-1	平成23年11月1日
視覚障害	眼科	住友別子病院	野口毅	新居浜市王子町3番1号	平成23年11月1日
肢体不自由	整形外科	住友別子病院	渡邊典行	新居浜市王子町3番1号	平成23年11月1日
心臓機能障害	循環器内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	鈴木純	東温市志津川	平成23年11月1日

○愛媛県告示第1341号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成23年11月22日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
ハッピー薬局内子店	喜多郡内子町内子778-1	株式会社ハッピーファーマシー	薬局(育成医療・更生医療)	平成23年11月1日

○愛媛県告示第1342号

次のとおり落札者を決定した。

平成23年11月22日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
国道197号 千丈トンネル建設工事 一式	愛媛県土木部管理 局土木管理課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成23年11月9日	国道197号 千丈トンネル建設工事 西松・東急・四国通建共同企業体 東京都港区虎ノ門一丁目20番10号	4,037,250,000	一般競争入札	平成23年9月2日

○愛媛県告示第1343号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・三郎池下地区）

の施行を平成23年11月14日認可した。

平成23年11月22日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

○愛媛県告示第1344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	桜井山路線	今治市馬越町四丁目甲40番4から 同町四丁目甲96番26まで	旧	メートル 12.0～15.0	キロメートル 0.091	
			新	12.0～15.0 12.0～15.0	0.091 0.130	

○愛媛県告示第1345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町洪草1007番2から 同町洪草1648番1まで	平成23年11月22日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成23年11月11日あったので公表する。

平成23年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成23年度年末一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成23年11月25日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786 - 13
財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第3号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、松山市公営企業局の

職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を平成23年11月9日認定したので、次のとおり告示する。

なお、企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（平成22年6月愛媛県労働委員会告示第3号）は、廃止する。

平成23年11月22日

愛媛県労働委員会

会 長 山 下 泰 史

松山市公営企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合（組合員である当該企業の職員が次の表に掲げる者のみに限られているものを除く。）については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者

勤 務 箇 所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本 庁	管理者、部長、企画官、課長、専門監、主幹、企画総務課に属する職員で、秘書、人事及び法規に関する事務を担当する者（課長、専門監及び主幹を除く。）、経営管理課に属する職員で経理に関する事務を担当する者（課長及び主幹を除く。)
水道管路管理センター	センター長、専門監、主幹
浄水管理センター	センター長、専門監、主幹
中 島 分 室	分室長、主幹